

東播磨地域づくり活動応援事業

～令和4年度 補助のご案内～



地域団体が、地域社会の共同利益の実現に向けて主体的に取り組む活動（地域づくり活動）に対し、経費の一部を補助します。

★ 募集期間 ★
令和4年4月1日（金）～4月28日（木）

※当事業は兵庫県議会において「令和4年度予算案」が議決されることが前提となります。



補助の概要

(1)対象団体

次の①～⑥の要件を満たす地域の団体

(要件)

- ① 東播磨地域の一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること、または活動しようとしていること
- ② 規約や代表者を決めていること
- ③ 活動を行う地域住民が自由に参加可能であること
- ④ 営利活動、宗教活動及び政治活動を主たる目的とした団体又は法人でないこと
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体または法人でないこと
- ⑥ その他、公共の福祉に反する活動を行う団体又は法人でないこと

(2)対象事業

次の①～④の要件を満たす事業

(要件)

- ① 地域社会の共同利益の実現に向けて、地域の団体が主体的に実施する事業
- ② 主として東播磨地域の活性化又は課題解決につながる事業
- ③ 総事業費が10万円以上の事業
- ④ 令和4年4月1日(金)～令和5年3月10日(金)の期間に実施され、完了する事業

対象外 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産の形成又は営利を目的とする事業 ・ 宗教活動又は政治的活動を目的とする事業 ・ 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業 ・ 単に趣味、会員等の親睦や一部の住民のみの利益追求を目的とする事業 ・ 継続的な地域の行事・祭りなど従来から実施している既存事業 (新たな取組を加えることにより活動の広がりが認められるものを除く。) ・ NPO法人単独による実施事業 (地域団体との協働・連携を図り実施する事業を除く。) ・ 同じ内容に対して、国、兵庫県(兵庫県の関連団体や外郭団体を含む。)、市町から補助金・助成金を受けている事業や当該行政機関等からの委託事業(花の種子や苗木等の現物補助を除く。)
-------------------	---

(3)補助金額 1件あたり、25万円以内 (補助額は万単位)

※ 応募件数や審査結果により、不採択や減額の場合がありますのでご了承ください。

(参考:令和3年度実績) 応募団体数:36団体

(4) 対象経費 応募事業を実施するにあたっての直接的な経費

補助 対象 経費	<ul style="list-style-type: none">○講師謝金 講演会や研修会における講師謝金: <u>上限3万円/人</u>○その他の謝金(一時保育、出演団体への謝礼等): <u>上限1万円/人</u>○講師旅費(実費弁償かつ<u>上限3万円/人</u>)○印刷費(印刷製本、事業チラシ、会議資料印刷代)○消耗品費(文具代、活動に要する資材) ○通信費(郵便切手代等)○委託・請負料(会場設営、音響・照明、運搬等専門業者に委託する場合。ただし、相手方が実施団体メンバーの場合を除く。)○バス借上げ料 <u>上限2万5千円/台</u>○保険料(イベント保険料、ボランティア保険料) ○その他、必要と認められる経費
補助 対象外 経費	<ul style="list-style-type: none">○飲食費(弁当、茶菓代、食事代販売目的の食材費等)○備品購入費(※)○団体構成員、協働の相手方の人件費○旅費(団体構成員、協働の相手方に対する交通費等(駐車料金も含む。))○模擬店等において、売ることを目的とした物の材料費○参加者記念品代、賞品・景品代 ○電話代(携帯電話機器等のリースも含む。)○<u>領収書がない等用途不明なもの</u>○団体の行う経常的・日常的な活動経費や、維持運営費(団体の総会費用など) <p style="text-align: center;">※備品とは・・・「①耐用年数が概ね1年以上(比較的長期にわたりその形状を変えずに反復使用が可能)で、今年度補助事業終了後も引き続き保有・使用し得るもの、②又は取得価格10万円以上のもの」を指します。 (備品に該当するか判断できない場合は、お問い合わせください。)</p>



応募方法

(1) 募集期間 令和4年4月1日(金)～4月28日(木)

(2) 応募書類

応募書類は、東播磨県民局で配布しているほか、東播磨県民局ホームページからダウンロードすることができます。

また、裏面問い合わせ先に返信用切手(94円)を送付いただければ、応募書類を郵送します。

※ 応募事業公開発表会(審査会)までに全ての事業が完了することが見込まれる場合は、「補助金交付決定前の事業完了見込届」を提出してください。

(3) 提出先

東播磨県民局地域振興室県民課

※ 受付時間: 平日9時～17時(12時～13時を除く)

※ 提出は原則持参とします。受付時に応募内容について聞き取りを行います。

必ず事前に来庁日時を電話にて予約いただきますようお願いいたします。

持参できない場合は、事務局までご連絡ください。

※ 締め切り直前の提出で、書類に不備等があった場合、受理できない可能性があります。



補助金の決定方法

書類審査、公開審査を経て、補助団体及び補助金額を決定します。

(1) 応募事業公開発表会(6月中旬～7月上旬実施予定)

プレゼンテーション(事業説明、各団体5分程度)をもとに、審査を行います。

(2) 審査のポイント

- ・ 具体的な事業計画で実現可能か
- ・ 地域住民の幅広い参画を促す取り組みか
- ・ 多様な団体と協働しているか
- ・ 地域的な拡がりがあるか(小学校区域 → 市町域 → 東播磨地域 → 県域)
- ・ 新たな取り組みがあるなど創意工夫があり、他団体のモデルとなるような事業か
- ・ 次年度以降の活動のパワーアップが期待できるか など



その他

(1) 実施報告書の提出

事業完了後14日以内に、実施報告書を提出してください。

提出期限までに報告書の提出がない場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(2) 補助金の支払い

提出された実施報告書を確認のうえ、請求書に基づき指定口座へ補助金を振り込みます。

なお、必要と認められる場合には、前払いを行います。

(3) 事例発表会・交流会への参加

補助を受けた団体は、「事例発表会・交流会」(令和5年4月開催予定)において、取組の内容や成果を発表していただきます。

また、補助事業を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、ホームページや兵庫県広報誌、事例集等で紹介させていただきます。



《お問い合わせ先》

兵庫県東播磨県民局県民課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1

TEL : (079) 421-9290 (直通)

FAX : (079) 424-9977

《HP》 [東播磨地域づくり活動応援事業](#) 検索!

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ehk11/eh02_2_000000002.html